

事務連絡
令和7年4月30日

地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

疑義解釈資料の送付について(その24)

平素は当会の会務推進にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、令和7年4月28日付で日本薬剤師会を通じて厚生労働省より別紙通知がありました。

医療DX推進体制整備加算の施設基準の1つであるマイナ保険証利用率については、社会保険診療報酬支払基金(以下、支払基金)から通知されるレセプト件数ベースマイナ保険証利用率をもって加算区分を判定することとされております。但し、通常の外来患者がマイナ保険証を利用した場合のみが反映されており、在宅患者がマイナ保険証を利用した場合の対応がこれまで明確ではありませんでした。

今般、当該通知によりその取扱いについて示され、**令和7年4月から同年9月の間の加算区分の判定**にあたっては、令和7年4月までの実績に限り、支払基金から通知されるレセプト件数ベースマイナ保険証利用率の代わりに、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率の分母から、当該月において一度でも在宅患者訪問薬剤管理指導料等^{*}を算定したレセプト件数を引いた数を分母として算出することにより補正した値を、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として使用しても差し支えないとのことです。

<計算方法>

- 例えば、令和7年4月適用分については、令和7年3月に社会保険診療報酬支払基金から通知された令和6年11月から令和7年1月までのマイナ保険証利用率について、以下の計算式により計算し補正することが可能。

補正後の「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」(%)

$$= \frac{\text{社会保険診療報酬支払基金が通知した利用者数}}{\text{在宅患者訪問薬剤管理指導料等を除くレセプト件数}} = \times 100(\%)$$

なお、この補正にあたっては、各々の薬局で計算して加算区分を判定していただく必要があります(日本薬剤師会確認済み)。また、令和7年5月以降の実績については基金が利用率集計に含まれるよう対応予定とのことです。

つきましては、貴地区会員薬局にご周知下さいますようお願い申し上げます。

※ 在宅患者訪問薬剤管理指導料等:

在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護報酬における居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費

担当:東京都薬剤師会 医療保険課

日薬業発第 37 号
令和 7 年 4 月 28 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

疑義解釈資料の送付について（その 24）

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

疑義解釈資料につきましては、令和 7 年 1 月 21 日付け日薬業発第 395 号（その 18）にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり追加の疑義解釈が示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、これら資料につきましては、以下の URL から閲覧が可能になるほか、本会ホームページにも後日掲載予定であることを申し添えます。

○「令和 6 年度診療報酬改定について」

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療
> 医療保険 > 令和 6 年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

事 務 連 絡
令和7年4月25日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その24）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

調剤報酬点数表関係

【医療DX推進体制整備加算】

問1 医療DX推進体制整備加算の施設基準の1つであるマイナ保険証利用率は、原則として「医療DX推進体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう)」を使用することとされている。当該利用率には通常の外来患者がマイナ保険証を利用した場合のみが反映されているが、在宅患者がマイナ保険証を利用した場合はどのように対応すべきか。

(答) 令和7年4月から同年9月の間の加算区分の判定にあたっては、令和7年4月までの実績に限り、社会保険診療報酬支払基金が各薬局に通知するレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(※)の代わりに、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率の分母(社会保険診療報酬支払基金が通知する「外来レセプト件数」)から、当該月において一度でも在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護報酬における居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費を算定したレセプト件数を引いた数(以下「在宅患者訪問薬剤管理指導料等を除くレセプト件数」という。)を分母として算出することにより補正した値を、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として使用しても差し支えない。

なお、令和7年5月以降の実績については、居宅同意取得型のオンライン資格確認によるマイナ保険証利用件数が社会保険診療報酬支払基金から通知するマイナ保険証利用率集計に含まれるよう対応予定であるため、このような補正は行わないこととなる。

(※) 利用者数÷外来レセプト件数×100により算定

<計算方法>

- 例えば、令和7年4月適用分については、令和7年3月に社会保険診療報酬支払基金から通知された令和6年11月から令和7年1月までのマイナ保険証利用率について、以下の計算式により計算し補正することが可能。

$$\begin{aligned} & \text{補正後の「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」(\%)} \\ & = \frac{\text{社会保険診療報酬支払基金が通知した利用者数}}{\text{在宅患者訪問薬剤管理指導料等を除くレセプト件数}} \times 100 (\%) \end{aligned}$$